

(様式2)

教育委員会 (議案・報告) 第 18 号

(所 管) 学校管理部 学務課

件 名	堺市奨学金に関する規則の一部改正について
提 案 理 由	経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのない環境を整えるため、堺市奨学金制度の対象者及び支給額等について改正を行い、また、大学生等を対象とした奨学金制度を創設するため、本件を上程するものである。
議案（報告）の概要又は要旨	1 改正の内容 (1) 高校生等の対象者について、高校生等 1 年生及び特別支援学校高等部生から高校生等全学年に改めるもの。 (2) 大学生等を対象者として定めるもの。 (3) 生徒等の奨学金の額を改め、学生等の奨学金の額を定めるもの。 (4) 規定の整備を行うもの。 2 施行期日 公布の日から施行するもの
備 考	
議決後必要となる取組	この案件の教育委員会議決後は、 ■ 上記案により、公布する。 □ 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。 □ その他（ ）

議案第 18 号

堺市奨学金に関する規則の一部改正について

堺市奨学金に関する規則の一部を次のとおり改正する。

令和 6 年 5 月 13 日  
堺市教育委員会  
教育長 関 百合子

## 堺市奨学金に関する規則の一部を改正する規則

堺市奨学金に関する規則（平成27年教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 大阪府が実施する奨学のための給付金（以下「給付金」という。）の対象となる高等学校等及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する特別支援学校の高等部
- (2) 生徒等 第5条の規定による申請を行う年度の7月1日（以下「基準日」という。）において高等学校等に在学する者（基準日に休学している者を除く。）
- (3) 大学等 大学の学部、短期大学の学科及び専攻科（大学の学部に準ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。）、高等専門学校の学科（第4学年及び第5学年に限る。）及び専攻科（大学の学部に準ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。）並びに専修学校の専門課程
- (4) 学生等 大学等に在学する者
- (5) 保護者等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第2項第3号に規定する保護者等

第8条を第9条とする。

第7条中「委員会」を「教育長」に、「額に相当する金額の返還を求める」を「額の全部又は一部を返還させる」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「委員会は、虚偽の申請その他不正の手段により奨学金の交付を受けた者に対し」を「教育長は、奨学金の交付を受けた者が次の各号に該当するときは」に改め、同条に次の2号を加え、同条を第7条とする。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により奨学金の交付を受けたとき。
- (2) 奨学金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

第5条中「委員会」を「教育長」に改め、同条を第6条とする。

第4条第1項中「毎年度堺市奨学金交付申請書（別記様式）に教育長が必要と認める書類を添えて教育委員会（以下「委員会」という。）に申請」を「別表第2左欄に掲げる区分に応じて、同表右欄に定める書類を教育長に提出」に、「ただし、委員会」を「ただし、教育長」に改め、「公簿等により」を削り、同条を第5条とする。

第3条第1項中「1人につき年額32,000円とする」を「別表第1に定めるとおり

とする。ただし、保護者等が給付金を受給する場合は、別表第1第1号に定める額から当該給付の金額を控除した額を支給する。この場合において、当該給付の金額が、同表に定める額以上である場合は、第6条第1項の規定による決定を行わない」に改め、同条第2項中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加え、同条を第4条とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定により奨学金の交付の対象とした者に対する奨学金の支給年額は、生徒等にあつては6万円、学生等にあつては12万円を上限として、教育長が別に定める。

第2条の次に次の1条を加える。

(対象者)

第3条 奨学金の交付を受けることができる生徒等は、次の各号に掲げる要件の全てを満たし、学資の支弁が困難であると認められるものとする。

- (1) 基準日において本市の区域内に住所を有すること。
- (2) 高等学校等の在籍期間が正規の修業年限以内であること。
- (3) 基準日の属する年度において生徒等（特別支援学校の高等部に在籍する者を除く。）の保護者等が道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課税されていること。

2 奨学金の交付を受けることができる学生等は、次の各号に掲げる要件の全てを満たし、学資の支弁が困難であると認められるものとする。

- (1) 基準日の属する年度の4月末日から第5条の規定による申請を行う日までの期間に継続して本人又はその生計を維持する者が本市の区域内に住所を有すること。
- (2) 独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年政令第2号）第8条の2第1項第1号から第3号、同条第2項第1号から第3号又は同条第3項第1号から第3号に規定する学資支給金（以下「学資支給金」という。）を基準日の属する年度の4月分から9月分まで継続して受けていること。
- (3) 教育長が別に定める成績要件を満たすこと。

3 前2項の規定にかかわらず、教育長は、特別な事情があると認める者を奨学金の交付の対象とすることができる。

附則の次に別表第1及び別表第2として次の2表を加える。

(次の2表 別記)

別記様式を次のように改める。

(次のよう 別記)

様式第1号の次に次の1様式を加える。

(次の1様式 別記)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

学校区分	課程	支給年額	
		国公立	私立
(1) 高等学校等	全日制 定時制	60,000円	60,000円
	通信制	当該区分に相当する給付金の区分に定める額と60,000円のいずれか少ない額	当該区分に相当する給付金の区分に定める額と60,000円のいずれか少ない額
	専攻科	当該区分に相当する給付金の区分に定める額と60,000円のいずれか少ない額	当該区分に相当する給付金の区分に定める額と60,000円のいずれか少ない額
(2) 大学等		120,000円	120,000円

別表第2（第5条関係）

区分	提出書類
(1) 生徒等	ア 堺市奨学金交付申請書（様式第1号（第5条関係）） イ 所得証明書 ウ その他教育長が必要と認める書類
(2) 学生等	ア 堺市奨学金交付申請書（様式第2号（第5条関係）） イ 学資支給金の受給が確認できる書類 ウ 成績証明書等成績を証明する書類 エ その他教育長が必要と認める書類

## 堺市奨学金交付申請書 (高校生用)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

堺市教育委員会教育長 殿

申請日          年          月          日

堺市奨学金に関する規則第5条の規定により、          年度の堺市奨学金の交付について、次のとおり申請します。  
 なお、申請に当たり、以下の事項について確認を行うことに同意します。

**【同意事項】**

- 1 世帯全員に係る次の事項について確認を行うこと。
    - ①住民基本台帳 ②生活保護の受給状況 ③里親の認定状況 ④市民税・府民税の課税台帳
    - ⑤身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の等級並びに療育手帳の区分
  - 2 堺市奨学金の決定及び交付に必要な事項について、在籍学校並びに堺市及び他の市区町村の関係機関に照会又は通知を行うこと。
- また、交付に当たり、口座振替の方法による支払をお願いします。

**※申請者欄は高校生等本人の氏名・カナ・生年月日を記入してください。**

申請者 (生徒)	住所											
	フリガナ						生年月日					
	氏名	(申請者が自署しない場合は、記名押印をしてください。)					年	月	日			
保護者 氏名	(保護者が自署しない場合は、記名押印をしてください。)					電話番号	〔自宅・( ) 携帯・FAX・その他 ( ) 〕					
振込先	金融機関名				銀行 信用金庫 信用組合 農協			本・支店名				本店 支店 (支所) (出張所)
	口座番号 (右つめ)	普通				口座名義 (カタカナ)	※申請者本人名義の口座としてください。					
学校名	学 校										学 年	
											第 学年	
申請者の状況												
(該当する番号を○で囲んでください。)												
(住民申請者等を基礎とします。)	フリガナ					生 年 月 日					続柄	
	氏 名											
	親権者						年	月	日			
							年	月	日			
						年	月	日				
						年	月	日				
						年	月	日				
						年	月	日				

特記事項									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--

## 堺市奨学金交付申請書（大学生用）

堺市教育委員会教育長 殿

申請日 年 月 日

堺市奨学金に関する規則第5条の規定により、 年度の堺市奨学金の交付について、次のとおり申請します。

なお、申請に当たり、以下の事項について同意します。

- 1 申請者又は生計維持者に係る住民基本台帳について確認を行うこと。
- 2 申請者に係る独立行政法人日本学生支援機構が実施する学資支給金の受給状況について照会を行うこと。
- 3 堺市奨学金の決定及び交付に必要な事項について、在籍学校並びに堺市及び他の市区町村の関係機関に照会又は通知を行うこと。

また、交付に当たり、口座振替の方法による支払をお願いします。

申請者	住所	(〒 - )											
	フリガナ												
	氏名	4月末日から申請日までの期間 継続して堺市に住民票がありましたか？ <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない →ないに該当する場合は、「生計維持者」欄を記入してください。											
	生年月日	年 月 日 (満 歳)				電話番号	自宅・携帯・FAX・その他 ( ) - -						
	日本学生支援機構の奨学生番号	- - - - -											
在籍校	学校区分											学年	
	学校名				学部 学科 コース								
振込先	金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協				金融機関番号							
	本・支店名	本店 支店 (支所) (出張所)			支店番号				預金種別				
	口座番号 (右づめ)					口座名義	※申請者名義の口座としてください。						
生計維持者	住所	(〒 - )											
	フリガナ												
	氏名	4月末日から申請日までの期間 継続して堺市に住民票がありましたか？ <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない											
	生年月日	年 月 日											

特記事項

--



堺市奨学金に関する規則（平成27年教育委員会規則第15号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>【新設】</p> <p><u>（対象者）</u></p> <p>第2条 奨学金の交付を受けることができる者は、7月1日現在におい</p>	<p><u>（定義）</u></p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>高等学校等</u> 大阪府が実施する奨学のための給付金（以下「給付金」という。）の対象となる高等学校等及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する特別支援学校の高等部</p> <p>(2) <u>生徒等</u> 第5条の規定による申請を行う年度の7月1日（以下「基準日」という。）において高等学校等に在学する者（基準日に休学している者を除く。）</p> <p>(3) <u>大学等</u> 大学の学部、短期大学の学科及び専攻科（大学の学部<del>に</del>準ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。）、高等専門学校<del>の</del>学科（第4学年及び第5学年に限る。）及び専攻科（大学の学部<del>に</del>準ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。）並びに専修学校の専門課程</p> <p>(4) <u>学生等</u> 大学等に在学する者</p> <p>(5) <u>保護者等</u> 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第2項第3号に規定する保護者等</p> <p><u>（対象者）</u></p> <p>第3条 奨学金の交付を受けることができる生徒等は、次の各号に掲げ</p>

て本市の区域内に住所を有し、次の各号に掲げる学校のいずれかに在籍する者（その保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。）が大阪府が行う奨学のための給付金の支給の対象となる者を除く。）であって、学資の支弁が困難であると認められるものとする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）又は高等専門学校

(2) 法第1条に規定する特別支援学校の高等部

(3) 法第124条に規定する専修学校（修業年限が2年以上の高等課程に限る。）

2 前項の場合において、同項第1号及び第3号に規定する学校に在籍する者は、当該学校の第1学年（中等教育学校にあつては第4学年）に入学した日（学年による教育課程の区分を設けない学校にあつては当該日に相当する日）の属する年度に限り、奨学金の交付を受けることができる。

る要件の全てを満たし、学資の支弁が困難であると認められるものとする。

(1) 基準日において本市の区域内に住所を有すること。

(2) 高等学校等の在籍期間が正規の修業年限以内であること。

(3) 基準日の属する年度において生徒等（特別支援学校の高等部に在籍する者を除く。）の保護者等が道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課税されていること。

2 奨学金の交付を受けることができる学生等は、次の各号に掲げる要件の全てを満たし、学資の支弁が困難であると認められるものとする。

(1) 基準日の属する年度の4月末日から第5条の規定による申請を行う日までの期間に継続して本人又はその生計を維持する者が本市の区域内に住所を有すること。

(2) 独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年政令第2号）第8条の2第1項第1号から第3号、同条第2項第1号から第3号又は同条第3項第1号から第3号に規定する学資支給金（以下「学資支給金」という。）を基準日の属する年度の4月分から9

(奨学金の額及び交付の方法)

第3条 奨学金の額は、1人につき年額32,000円とする。

【新設】

2 奨学金は、第5条第1項の規定により奨学金の交付を決定した者に対し、一括して交付するものとする。

(交付の申請)

第4条 奨学金の交付を受けようとする者は、毎年度堺市奨学金交付申請書(別記様式)に教育長が必要と認める書類を添えて教育委員会(以下「委員会」という。)に申請しなければならない。ただし、委員会は、当該書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

2 (略)

月分まで継続して受けていること。

(3) 教育長が別に定める成績要件を満たすこと。

3 前2項の規定にかかわらず、教育長は、特別な事情があると認める者を奨学金の交付の対象とすることができる。

(奨学金の額及び交付の方法)

第4条 奨学金の額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、保護者等が給付金を受給する場合は、別表第1第1号に定める額から当該給付の金額を控除した額を支給する。この場合において、当該給付の金額が、同表に定める額以上である場合は、第6条第1項の規定による決定を行わない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定により奨学金の交付の対象とした者に対する奨学金の支給年額は、生徒等にあつては6万円、学生等にあつては12万円を上限として、教育長が別に定める。

3 奨学金は、第6条第1項の規定により奨学金の交付を決定した者に対し、一括して交付するものとする。

(交付の申請)

第5条 奨学金の交付を受けようとする者は、別表第2左欄に掲げる区分に応じて、同表右欄に定める書類を教育長に提出しなければならない。ただし、教育長は、当該書類により証明すべき事実を確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

2 (略)

(交付の決定及び通知)

第5条 委員会は、前条第1項の規定により奨学金の交付を申請した者（第3項において「申請者」という。）のうちから、毎年度予算の範囲内において、教育長が定める基準により選考し、奨学金の交付を受ける者を決定する。

2 委員会は、奨学金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、当該交付の決定に条件を付けることができる。

3 委員会は、奨学金の交付の可否を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付の決定の取消し)

第6条 委員会は、虚偽の申請その他不正の手段により奨学金の交付を受けた者に対し、交付の決定を取り消すことができる。

(奨学金の返還)

第7条 委員会は、前条の規定により奨学金の交付の決定の取消しを受けた者に対し、既に交付を受けた額に相当する金額の返還を求めることができる。

(委任)

第8条 (略)

【新設】

(交付の決定および通知)

第6条 教育長は、前条第1項の規定により奨学金の交付を申請した者（第3項において「申請者」という。）のうちから、毎年度予算の範囲内において、教育長が定める基準により選考し、奨学金の交付を受ける者を決定する。

2 教育長は、奨学金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、当該交付の決定に条件を付けることができる。

3 教育長は、奨学金の交付の可否を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付の決定の取消し)

第7条 教育長は、奨学金の交付を受けた者が次の各号に該当するときは、交付の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により奨学金の交付を受けたとき。

(2) 奨学金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(奨学金の返還)

第8条 教育長は、前条の規定により奨学金の交付の決定の取消しを受けた者に対し、既に交付を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 (略)

別表第1 (第4条関係)

学校区分	課程	支給年額	
		国公立	私立
(1) 高等学 校等	全日制	60,000円	60,000円
	定時制		
	通信制	当該区分に相当する給付金の区分に定める額と60,000円のいずれか少ない額	当該区分に相当する給付金の区分に定める額と60,000円のいずれか少ない額
	専攻科	当該区分に相当する給付金の区分に定める額と60,000円のいずれか少ない額	当該区分に相当する給付金の区分に定める額と60,000円のいずれか少ない額
(2) 大学等		120,000円	120,000円

【新設】

別表第2（第5条関係）

	区分	提出書類
	(1) 生徒等	ア 堺市奨学金交付申請書（様式第1号（第5条関係）） イ 所得証明書 ウ その他教育長が必要と認める書類
	(2) 学生等	ア 堺市奨学金交付申請書（様式第2号（第5条関係）） イ 学資支給金の受給が確認できる書類 ウ 成績証明書等成績を証明する書類 エ その他教育長が必要と認める書類

別記様式(第4条関係)

堺市奨学金交付申請書

申請日 年 月 日

堺市教育委員会 殿

申請者 (生徒)	住所	堺市 区	
	フリガナ		
氏名			生年月日
	(申請者が自署しない場合は、記名押印をしてください。)		年 月 日

保護者 氏名 \_\_\_\_\_

(保護者が自署しない場合は、記名押印をしてください。)

電話番号 \_\_\_\_\_

堺市奨学金に関する規則第4条の規定により、年度の堺市奨学金の交付について、次のとおり申請します。

下記項目に該当する場合は、レを入れてください。
1月1日現在堺市に住民票
<input type="checkbox"/> 無

振込先	※振込先は、申請者本人名義の口座としてください。		金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	
	本・支店名	本店 支店 (支所) (出張所)	預金種別	口座番号	
学校名	※該当する項目にレを入れてください。 <input type="checkbox"/> 国立 <input type="checkbox"/> 私立 <input type="checkbox"/> 公立 (□大阪府・□堺市・□大阪市・□立)		※該当する項目にレを入れてください。 <input type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 特別支援学校高等部 <input type="checkbox"/> 専修学校高等課程 <input type="checkbox"/> 中等教育学校後期課程		
	学校		※多部制単位制の場合は、該当する項目にレを入れてください。 <input type="checkbox"/> I部 <input type="checkbox"/> II部		
申請者の状況					
申請者以外世帯状況	フリガナ	氏名	生年月日	続柄	職業・学校(園)名・学年

様式第1号(第5条関係)

堺市奨学金交付申請書(高校生用)

_____
-------

堺市教育委員会教育長 殿

申請日 年 月 日

堺市奨学金に関する規則第5条の規定により、年度の堺市奨学金の交付について、次のとおり申請します。なお、申請に当たり、以下の事項について確認を行うことに同意します。

- 【同意事項】
- 世帯全員に係る次の事項について確認を行うこと。  
①住民基本台帳 ②生活保護の受給状況 ③里親の認定状況 ④市民税・府民税の課税台帳  
⑤身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の等級並びに療育手帳の区分
  - 堺市奨学金の決定及び交付に必要な事項について、在籍学校並びに堺市及び他の市区町村の関係機関に照会又は通知を行うこと。
- また、交付に当たり、口座振替の方法による支払をお願いします。

※申請者欄は高校生等本人の氏名・カナ・生年月日を記入してください。

申請者 (生徒)	住所			
	フリガナ	生年月日		
氏名			年 月 日	
	(申請者が自署しない場合は、記名押印をしてください。)			
保護者 氏名			電話番号	
	(保護者が自署しない場合は、記名押印をしてください。)		[自宅・( )携帯・FAX・その他( )]	
振込先	金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 (支所) (出張所)	
	口座番号(右つめ)	普通	※申請者本人名義の口座としてください。 (カタカナ)	
学校名	学校		学年	
			第 学年	
申請者の状況				
(該当する番号を○で囲んでください。)				
(住民票等を基礎とします)	フリガナ	氏名	生年月日	続柄
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

特記事項
------

【新設】

様式第2号（第5条関係）

--

堺市奨学金交付申請書（大学生用）

堺市教育委員会教育長 殿

申請日 年 月 日

堺市奨学金に関する規則第5条の規定により、 年度の堺市奨学金の交付について、次のとおり申請します。

なお、申請に当たり、以下の事項について同意します。

- 1 申請者又は生計維持者に係る住民基本台帳について確認を行うこと。
  - 2 申請者に係る独立行政法人日本学生支援機構が実施する学資支給金の受給状況について照会を行うこと。
  - 3 堺市奨学金の決定及び交付に必要な事項について、在籍学校並びに堺市及び他の市区町村の関係機関に照会又は通知を行うこと。
- また、交付に当たり、口座振替の方法による支払をお願いします。

申請者	住所	(〒 - )										
	フリガナ											
	氏名	4月末日から申請日までの期間 継続して堺市に住民票がありましたか？ <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない →ないに該当する場合は、「生計維持者」欄を記入してください。										
	生年月日	年	月	日 (満 歳)	電話 番号	自宅・携帯・FAX・その他 ( )					-	-
	日本学生支援機構 の奨学生番号											
在籍校	学校区分									学年		
	学校名			学部 学科 コース								
振込先	金融機関名						銀行 信用金庫 信用組合 農協	金融 機関番号				
	本・支店名				本店 支店 (支所) (出張所)	支店 番号			預金 種別			
	口座番号 (右づめ)						口座 名義	※申請者名義の口座としてください。				
生計維持者	住所	(〒 - )										
	フリガナ											
	氏名	4月末日から申請日までの期間 継続して堺市に住民票がありましたか？ <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない										
	生年月日	年	月	日								

特記事項
------